

会社法改正号外版（2015.4）

隼あすか法律事務所ニュースレター号外 April 2015

1 はじめに

平成 26 年 6 月 20 日、「会社法の一部を改正する法律」が第 186 回国会で成立し、同月 27 日に公布されました。その後、同法の施行日は平成 27 年 5 月 1 日と決定され（平成 27 年政令第 16 号）、その施行が迫っております。

そこで今回は、この改正法の施行を目前にし、実務上、重要と考えられる以下の改正点をご紹介します。

なお、以下では、現行会社法を「法」と、平成 27 年 5 月 1 日に施行される改正会社法を「改正法」といいます。

- 監査等委員会設置会社制度の創設
- 支配株主の異動を伴う募集株式の割当等の特則
- 最終完全親会社等の株主による責任追及の訴え（多重代表訴訟）の制度の創設
- 特別支配株主による株式等売渡請求
- 会社分割等における債権者保護

2 監査等委員会設置会社制度の創設

(1) 制度の趣旨

今回の改正において、新たな機関設計の選択肢として、「監査等委員会設置会社」が創設されました（改正法 2 条 11 号の 2）。これは、社外取締役が過半数を占める監査等委員会に、従来の指名委員会等設置会社（これは、今回の会社法改正によって、委員会設置会社の名称が変更されたものです。）における監査委員会と同様の業務執行監督機能のほか、一定の経営評価機能を持たせるなど、社外取締役の活用と取締役会による業務執行の監督の強化を図るために創設された制度といえます。

(2) 制度の概要

監査等委員会設置会社に移行するためには、会社の規模や株式の公開の有無は関係ありませんが、取締役会設置会社であり、かつ会計監査人設置会社である必要があります。監査等委員会の委員（改正会社法上、「監査等委員」と称されています。改正法 38 条 2 項。）である取締役は、3 人以上で、かつその過半数は、社外取締役であることを要します。

監査等委員会は、代表取締役等の業務執行者をはじめとする取締役の職務の執行の監査をすることを職務とするものです。そこで、①監査等委員である取締役の選任はその他の取締役の選任と区別して行う必要がある（改正法 329 条 2 項）、②解任については、監査役の解任と同様、株主総会の特別決議による必要がある（改正法 309 条 2 項 7 号）、③監査等委員である取締役の任期はその他の取締役と異なり 2 年とされている（改正法 332 条 3 項、1 項）、④報酬も監査等委員である取締役のものとその他の取締役のものは区別して定めなければならない（改正法 361 条 2 項）など、監査等委員の独立性を確保するための規定が置かれています。

監査等委員会は、指名委員会等設置会社における監査委員会と同様の監査権限を有しています（改正法 399 条の 2 ないし 7）。これに加え、監査等委員会特有の権限として、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任、報酬等について監査等委員会の意見を述べることができ（選解任につき改正法 342 条の 2、報酬につき改正法 361 条 6 項、意見の決定につき改正法 399 条の 2 第 3 項 3 号）、また会計監査人の選任及び解任並びに会見監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定権限を有する（改正法 399 条の 2 第 3 項 2 号）ものとされています。加えて、利益相反取引における取締役の任務懈怠の推定（改正法 423 条 3 項）は、当該取引につき監査等委員会の承認を受けたときには及ばない（同条 4 項）ものとされています。

(3) 実務上の対応

監査等委員会設置会社は、指名委員会等設置会社と監査役会設置会社の間間的な制度として創設された制度ですが、指名委員会等設置会社と異なり、組織に関する規制が柔軟なことに特徴があります。すなわち、従来の監査役会をそのまま監査等委員会に置き換えるような組織設計とすることも、取締役会の過半数を社外取締役とする取締役会のモニタリング機能を重視する組織設計とすることも可能です。

そこで、監査等委員会制度の導入は、このような期間設計の柔軟性と、取締役会に求める機能、社内体制整備に伴うコスト、社外役員として適切な人材の確保の可能性等の個別事情を勘案して検討する必要があります。

3 支配株主の異動を伴う募集株式の割当等の特則

(1) 制度の趣旨

今回の改正では、公開会社が支配株主の異動を伴う募集株式等の発行等を行う場合、一定数以上の株主から反対があったときには、株主総会の承認を得ることとされました（改正法 206 条の 2）。

現行法上、公開会社は、払込金額が引受人にとって特に有利な金額である場合（法 199 条 3 項）でない限り、定款規定の発行可能株式総数の枠内で、取締役会決議により募集株式の発行等ができる（法 201 条 1 項）ものとされています。しかし、支配株主の異動は、公開会社の経営のあり方に重大な影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず、支配権の異動を伴う場合にも株主ではなく経営者が決定できることに対しては批判が強く、

実際に大規模な第三者割当増資により、既存株主の持ち株比率を希釈化させたり、支配権を失わせたりする事例が散見されたため、本規制が置かれることとなりました。

(2) 制度の概要

(i) 規制の対象

公開会社が募集株式の発行を行った結果、その株式の引受人（その子会社等を含みます。）が有することになる議決権の数が、総株主の議決権の数の1/2を超える場合に株主総会の承認を得る必要があります（改正法206条の2第1項）。このような場合の引受人は、「特定引受人」と称されます。

なお、特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合又はいわゆる株主割当てである場合には、当該規定は適用されません（同項ただし書）。

(ii) 情報開示

(i) に該当する場合は、特定引受人の氏名又は名称及び住所、当該特定引受人が有することになる議決権の数その他法務省令で定める事項（改正会社法施行規則42条の2）を、募集株式の払込期日（改正法199条1項4号）の2週間前までに、株主に対し、通知しなければならない（改正法206条の2第1項）ものとされています。

(iii) 株主が反対の場合

(ii) の通知の日から2週間以内に、総株主の議決権の1/10以上の議決権を有する株主が、特定引受人による募集株式の引受けに反対する旨を当該会社に対して通知したときは、当該会社は、払込期日の前日までに、株主総会の普通決議（ただし、最低1/3の定足数が要求されます。同条5項。）によって、当該特定引受人に対する募集株式の割当て等の承認を受けなければなりません（同条4項）。

(iv) 例外

ただし、当該会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、事業の継続のため緊急の必要があるときは、株主総会の承認を要しない（同項ただし書）とされています。この「緊急の必要」は、倒産の危機が迫っている場合等、株主総会を開催しては公開会社の存続が危ぶまれるような緊急の事態が生じている場合にはじめて認められるものと考えられます。

(3) 実務上の増資スケジュールへの影響

支配株主の異動を伴う増資を行うことになった場合、払込期日の2週間前までに通知または公告をし、その払込期日の前日までに1/10以上の議決権を有する株主が反対の意思の通知を行う必要があります。そこで、1/10以上の議決権を有する株主の反対がある場合に、株主総会決議に移行できるように、通知・公告の日と払込期日との間を相当期間空けておく必要が生じます。

4 最終完全親会社等の株主による責任追及の訴え（多重代表訴訟）の制度の創設

(1) 制度の趣旨

今回の改正において、多重代表訴訟制度が新設されました。これは、企業グループの頂点に位置する株式会社（最終完全親会社等）の株主が、一定の要件を満たすその子会社の発起人等の責任について、責任追及等の訴えを提起できるとするものです（改正法 847 条の 3）

昨今のグループ企業においては、親会社が株主からの統制を免れるため、自己の一部を切り離して独立の子会社として運営するという形態が増加しています。しかし、この場合、子会社の行為によって親会社に何らかの損害が生じても、親会社株主は、親会社取締役の子会社に対する監視監督義務は法律上その根拠が明定されていないため、親会社取締役に対する責任を追及することが容易ではありません。また、子会社株主の株主代表訴訟を通じた責任追及を期待したくても、子会社取締役と完全親会社の取締役との間の人的関係や仲間意識から、これまた困難な状況にあります。そこで、何らかの形で子会社の行為により生じた親会社の損害を填補できないかということで設けられたのが、この多重代表訴訟制度です。

(2) 制度の概要

本制度は、訴訟要件が厳格に定められており、その提起の可能性が入口の段階で非常に狭められています。すなわち、まず、本訴訟を追及できる者は、①株式会社の最終完全親会社等の株主であり、②その総株主の議決権または発行済株式の 1/100 以上を有し、③最終完全親会社等が公開会社である場合には 6 ヶ月前から引き続き①及び②の要件を満たす者でなければならぬとされています。また、本訴えの対象となる責任は、④株式会社の発起人等の責任であって、かつ、⑤その株式会社の株式の帳簿価格が、発起人等の責任原因事実が生じた日において、最終完全親会社等の総資産額の五分之一を超えなければならぬとされています。さらに、本訴訟提起の前提となる提訴請求ができるためには、⑥当該責任の原因となった事実によって当該最終完全親会社等に損害が生じていることが必要になります（同条 1 項ただし書）。このように要件が厳格に定められていることから、本訴訟要件の解釈に実務上大きな関心が寄せられています。

(3) 実務上の問題点

実務上特に関心が高いのは、改正法 847 条の 3 第 1 項ただし書に定められた損害要件の解釈についてです。例えば、完全子会社が債務超過状態である場合、完全親会社・子会社間で取引が行われた結果、子会社が 10 億円損失を被り、親会社が 10 億円利益を得たが、同時にこのような取引を行わせたことにより親会社の評判に傷がついた場合などに、親会社に損害があると解してよいのかという問題です。前者については、債務超過会社といえども価値が全くゼロというわけではなく、わずかでも株式価値の下落が想定できる以上、損害要件を満たし、代表訴訟を提起できると考えるべきでしょう。後者についても、親会社の損害要件は、飽くまで訴訟要件として濫用的なものを排除するという趣旨であるという点を重視して、理論的には可能だと考えるべきという意見が有力です。もっとも、後者については、理論上はそう解するとしても、訴訟で実際に主張がされた段階では、損害が認定されるのは困難であろうとの見方が有力です。

5 特別支配株主による株式等売渡請求

(1) 制度の趣旨

今回の改正では、キャッシュ・アウトの手段として、特別支配株主による株式売渡請求制度が創設されました（改正法 179 条 1 項）。これまで、キャッシュ・アウトの手段として広く利用されてきた全部取得条項付株式を用いた手法は、買収対象会社（以下、「対象会社」といいます。）の株主総会特別決議が必要であ

り、また新株予約権者の締め出しは個別交渉等によらなければならないとされてきたため、時間的・手続的コストが大きいことが指摘されてきました。新制度は、これらのコストを省くため、特別支配株主（対象会社の議決権の十分の九以上を有する株主）は対象会社の株主の全員に対し、対象会社の取締役会決議を経て、保有株式の全部を売り渡す旨の請求ができることを定め、新株予約権者に対しても同様の請求ができることを明文化しました（同条2項）。なお、以下では、売渡請求を受ける株主と新株予約権者とを合わせて、「売渡株主等」（改正法179条の4第1項1号）といいます。

(2) 制度の概要

特別支配株主は、①売渡請求をする旨及び取得対価、取得日等を決定した上（改正法179条の2第1項）、②決定事項旨を対象会社に通知し、同社取締役会の承認を得る必要があります（改正法179条の3第1項、3項）。③対象会社が承認をした場合、対象会社は、売渡株主等に対し、承認をした旨及び特別支配株主の情報等を通知します（改正法179条の4第1項）。この通知により、特別支配株主から売渡株主等に対して株式等売渡請求がなされたものとみなされ（同条3項）、売渡株主の個別の承諾を要することなく、特別支配株主と売渡株主等の間に売買契約が成立したのと同様の法律関係が発生することになります。④その後、特別支配株主が定めた取得日に、法律上当然に、売渡株主等から特別支配株主に対する売渡株式等の譲渡の効力が生じ、特別支配株主が売渡株式等の全部を取得することになります（改正法179条の9第1項）。

(3) 救済制度

このように、取締役会の承認決議により株式等の売渡が決定できるとすると、売渡株主等に売渡の判断の過程に参加する機会が与えられないこととなります。そこで、売渡株主等は、株主への通知等によって開示された情報に基づき、正当な対価の決定の裁判所への申立て（改正法179条の8）、差止の訴え（改正法179条の7）、取得無効の訴え（改正法846条の2以下）を提起することができるとされています。

(4) 実務上の留意点

(2)の通り、取得日において売渡株式等の当然取得が行われるため、特別支配株主に対価の支払いを制度上強制することができません。そこで、売渡株主が不利益を受けるおそれがあるときは、売渡株主は、特別支配株主に対し、売渡株式等の全部の取得の差止を請求できます（改正法179条の7第1項）。また、売渡請求を「承認」する対象会社の取締役会として、特別支配株主による対価の支払見込みや、売渡株式等の取得価格の妥当性等の判断において善管注意義務を尽くすことが求められますが、売渡株主が不利益を受けた場合、売渡株主から対象会社の役員に対し損害賠償請求（改正法429条等）がなされることもあります。

6 会社分割等における債権者保護

(1) 制度の趣旨

今回の改正により、吸収分割会社が承継されない債権者を害することを知って会社分割をした場合には、当該債権者は、吸収分割承継会社に対して、債務の履行を請求できることとされました（改正法759条4項）。

配信を希望されない皆様へ

今後ニュースレターの発行を希望されない皆様におかれましては、誠にお手数ですが、件名・本文を空欄にしたまま newsletter@halaw.jp 宛へメールを送信していただけますようお願い申し上げます。

当事務所の連絡先

〒100-6004 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号霞が関ビル 4 階

電話: 03-3595-7070 / FAX: 03-3595-7105

E-mail: info@halaw.jp / URL: <http://www.halaw.jp/>

本ニュースレターは、作成時点において調査した範囲内の調査結果を基礎とした当事務所の一見解にすぎず、将来の学説、裁判例、省庁の見解の動向等により見解も変更しうるものです。また、本稿は隼あすか法律事務所に著作権が帰属しており、無断転載・使用等を禁じます。